



佐賀県入札

(◎岳が県内規集に登載するもの)

年 日～日
平成17年 5月 5日
曜日
平
8
金
申立

IV 次

△ 押

○ページノハタの趣入るに送る 一般競争入札

(情報・業務改軌課)

○ △ 押

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年8月5日

取支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長 遠

出

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 ページプリンター式 255台
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 契約締結の日から3年間(36か月)
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格及び条件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていること。

なされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札資格の受け付けがなされている者は除く。)でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札資格の受け付けがなされている者は除く。)でないこと。

- (4) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、県外事務所を含め、迅速な保守サービスを提供することができる者であること。
- (5) 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、納入しようとする物品等の機能等を証明する書類及び2の(2)を確認することができる書類を、平成17年8月11日(木)の17時15分までに、4の(1)の場所に提出しなければならない。

また、納入しようとする物品等の機能等を満たすことを証明するため、平成17年8月12日(金)の10時から平成17年8月18日(木)の17時まで、4の(1)の場所に、動作確認用の機器を貸し出さなければならない。

動作確認に合格し、かつ、提出された書類を審査のうえ入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。

なお、提出された書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。
- (6) 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、動作確認用機器の貸出場所及び問い合わせ先

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県統括本部情報・業務改革課 システム管理担当(新行政棟5階)
電話 0952-25-7038
 - (2) 入札説明書の交付方法

